

1. 銀行カードローン及び信用情報機関の信用情報のあり方について

- 銀行カードローンについては、昨年3月の全銀協の「申し合わせ」を踏まえ、各銀行において、業務運営の見直しが進められているところであり、本年8月には、その見直し状況を取りまとめた「銀行カードローンの実態調査結果」を当庁から公表。
- その中で、「過剰な貸付けを防止するための融資審査態勢」に関して、顧客の借入状況の把握にあたって重要となる信用情報機関の登録情報の精度にばらつきがあるとの課題が認められている。
- 現在、金融庁内に信用情報のあり方プロジェクトチームを設置し、信用情報機関、銀行、保証会社と対話を行いながら、対応策の検討を進めているところ。

2. ギャンブル等依存症対策について

- 昨年8月、「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」において、ギャンブル等依存症対策の強化に関する施策が取りまとめられており、貸金業界の関係では、貸付自粛制度の対象にギャンブル等依存症等を理由とする申告を追加することとされている。
- 貴協会においては、すでに自主規制規則の整備を行い、本年4月からギャンブル等依存症等を理由とする申告を対象とした貸付自粛制度の運用を開始していただいているところ。
- 今後は、貸付自粛制度の周知を行い、活用促進を図ってほしい。

3. 成年年齢の引下げについて

- 本年4月に「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」が設置され、貸金業界の関係では、若年者に対する返済能力の調査を一層適切に行う取組を推進していくこととされている。
- 貴協会においては、若年者への貸付の実態把握のため、大手貸金業

者 21 社に対して、アンケート調査を実施していただいたところであり、その結果を当庁から関係府省庁連絡会議に報告を行っている。

- 若年者への過剰与信防止のために必要な対応については、貴協会と議論してまいりたい。

4. 融資型クラウドファンディングについて

- これまで融資型クラウドファンディングでは、借り手を特定できる情報が明示されず、かつ借り手が複数化されていれば、ファンド事業者への資金の出し手、すなわち投資者は貸金業登録を不要とする運用を行ってきたところ。
- 本年 6 月の規制改革推進会議の答申において、「匿名化」・「複数化」が強調された結果、不適切な融資を行うファンド事業者への投資を防止できず、投資家保護の観点からも「匿名化」・「複数化」と併存する新たな方策を検討するよう指摘されている。
- 今年度中に結論・措置、公表まで行う必要があり、現在、具体的な検討を行っているところであるが、貴協会においても、新たな方策の検討等に引き続き協力願いたい。

(以上)